

商品概要説明書

相続用定期貯金「みらいへのバトンタッチ」

(令和元年 10 月 1 日現在)

商品名	・相続用定期貯金「みらいへのバトンタッチ」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・相続手続完了後 2 年以内に、相続により取得した資金を原資として預入する個人の方 ※当組合および当組合以外でお受け取りの相続資金も対象とさせていただきます。 ※お預け入れの際には、相続資金であることを確認できる書類（遺産分割協議書・相続手続を行った際の相続依頼書・解約済の預金通帳など）のご提示をお願いします。 ・お一人様 1 回の利用に限ります。
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1 年 ・自動継続式（元金継続または元利金継続）の取扱いとなります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 貯金の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1 円以上相続により取得した金額まで ・1 円単位 ・スーパー定期貯金＜単利型＞または大口定期貯金 ただし、大口定期貯金は預入金額が 1, 0 0 0 万円以上に限ります。
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭表示金利 + 年 0.1% の特別金利を初回満期日まで適用します。自動継続後は、自動継続時のスーパー定期貯金 1 年ものまたは大口定期貯金 1 年ものの店頭表示金利を当該満期日まで適用します。（自動継続後は年 0.1% の上乗せは適用しません。） ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>【スーパー定期貯金＜単利型＞でお預かりした場合】</p> <p>① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6 か月以上 1 年未満 約定利率 × 50%</p> <p>ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>【大口定期貯金でお預かりした場合】</p> <p>(1) 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の A、B および C（C の算式により計算した利率が 0% を下回るときは 0% とします。）のうち、もっとも低い利率とします。</p> <p>A 解約日における普通貯金の利率</p> <p>B 約定利率 - 約定利率 × 30%</p> <p>C $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当 J A 所定の利率とします。</p>

	<p>(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p>
貯金保険制度 (公的制度)	<p>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融共済部(電話：025-373-2106)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>新潟県弁護士会（電話：025-222-5533） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・金利情勢の大幅な変動等により、お取扱いを中止する場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A新潟みらい